

株式会社イブバイオサイエンスの動物福祉指針

株式会社イブバイオサイエンス

平成 28 年 12 月 30 日

承認：代表取締役 竹之下 誠

改訂日：令和 2 年 02 月 06 日

改訂日：2022 年 11 月 17 日

前文

実験動物は、医療技術の向上、新薬開発、生命科学の発展等に欠かせない生物資源である。実験動物の科学上の利用にあたっては、動物が命あるものであることにかんがみ、適切な取扱い及び利用に配慮するとともに、できる限り苦痛を与えないようにすることが重要である。

そのためには、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号）はもとより、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成 18 年環境省告示第 140 号）および「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号）ならびに農林水産省の「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年農林水産省通知）に基づき動物に対する感謝の念および責任をもって適正な飼養および保管ならびに科学上の利用を図らなければならない。また、人の生命、身体等への侵害を防止し、周辺の生活環境の保全に努めなければならない。

本指針の目的は、株式会社イブバイオサイエンスの社員が動物福祉に配慮した実験動物の飼養保管、輸送および利用を行うためのよりどころを示すことにある。

1. 社長の責務

- (1) 機関の長として、株式会社イブバイオサイエンスにおける動物福祉に関するすべての責任を負う。
- (2) 動物福祉規程等を策定し、動物愛護の精神に基づいた実験動物の取扱いを徹底させる。
- (3) 動物福祉委員会を設置し、実験動物の取扱いが適正であるかどうかを諮問する。
- (4) 動物福祉に配慮しつつ、科学的に適正な実験動物の飼養保管等を行うために必要な施設・設備を整備する。
- (5) 実験動物の管理を担当する実験動物管理者、飼養施設および設置機器の維持管理を行う施設管理者を任命する。実験動物管理者には、実験動物に関する知識および経験を有する者を充てる。
- (6) 動物福祉に対する自己点検・評価を定期的かつ適切に行うとともに、その結果等については、第三者による実験動物福祉認証を受けるように努める。また、これらの結果について、公益社団法人 日本実験動物協会の「実験動物の福祉に係る情報公開に関する指針」を踏まえて公開する。
- (7) 社員の教育訓練を的確に実施し、動物福祉に係る法令等並びに機関内規程の周知を図る。
- (8) 社員の健康と安全を確保するとともに、施設周辺の生活環境の保全に努める。

2. 飼養保管

- (1) 実験動物の生理、生態、習性に配慮した飼養方式を適用するとともに、飼育器具、器材等を開発・改良して飼養環境の向上を図る。

(2) 犬・猫の需要に関する情報を収集し、飼養頭数の適正化を図る。

3. 飼育管理

- (1) 標準作業手順書(SOP)等を定め、飼養・保管の適正化に努めるとともに感染事故の発生を防止する。
- (2) 実験動物の健康と安全を保持し、動物の特性に応じて飼育環境を整える。
- (3) 成長過程や妊娠、幼若個体等、動物の状況に合わせた飼育管理を行う。
- (4) 飼育管理には、可能な限り公益社団法人 日本実験動物協会が認定する実験動物技術者を充てる。

4. 動物の輸送

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に基づき、また、公益社団法人 日本実験動物協会の「実験動物の輸送に関する手引き」を踏まえて、安全かつストレスの少ない輸送に努める。

5. 動物の処分

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に基づき、「動物の殺処分方法に関する指針」に従って策定された公益社団法人 日本実験動物協会の「実験動物の安楽死処分に関する指針」に準拠して、できる限り苦痛の少ない方法をもって動物を処分する。

6. 受託試験等

受託試験等を実施する施設は、農林水産省の「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に則り、また、その他の関連法規に準拠して動物実験計画を立案するとともに、動物福祉委員会の審査および社長の承認を得る。

附則

本指針の実効性を高めるために必要な標準作業手順書等は別に定める。

指針の改廃

本指針の改廃は、動物福祉委員会の議を経た後、機関の長の承認を経て行う。